

| | | |
|--|-------------------|----------------|
| 集団規定 | 法第 42 条第 1 項第 4 号 | 作成（改訂）日 |
| | 道路の定義 | 令和 4 年 3 月 1 日 |
| 法第 42 条第 1 項第 4 号に接道している場合の 法の取扱いについて | | |
| <p>法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路については、人や車両の出入りが出来ず、工作物が立ち並んでいる等、実際に道路としての機能を満たしていないものが多い。</p> <p>法第 42 条第 1 項第 4 号の指定はされているが、どこまでが法の適用の範囲か課題がある。適用するに当たっては、最低限道路区域が決定され、完成した時の形態（側道の有無、高低差等）がわかるものである必要がある。</p> <p>以下、各条文の取扱いを示す。</p> <p>○法第 43 条第 1 項の接道義務について</p> <p>当然日常的に利用でき、緊急時にも道路に避難できることが前提なので、その道路に有効に避難でき、その道路から他の供用開始されている道路まで避難できるものが接道あるものとする。</p> <p>例えば、道路が工事中で通行が出来ない場合や、フェンス等（敷地と道路に高低差があり、有効な通路等が設けられていないものも含）があって、道路に出入りが出来ないものに関しては接道があるとはみなせない。また、令第 128 条が求められる場合についても、求められる有効幅員に対する接道長さ、避難幅が必要である。</p> <p>○法第 52 条第 2 項について</p> <p>当該道路の幅員が 12m 未満の場合は、その路線が幅員 12m（前面道路幅員以上）の道路まで通り抜けている最小の幅員とし、当該道路が幅員 12m 以上の場合は、指定容積率とする。また、当該道路を使って同条 9 項の規定を使うことは可能である。ただし、幅員 6 m 以上の道路が当該道路まで通り抜けていることが必要である。</p> <p>○法第 56 条第 1 項第 1 号について</p> <p>当該道路区域（高架下に建築物がある場合等は除く。）を前面道路幅員として取扱う。</p> <p>○その他</p> <p>都安条で求められる、避難通路幅員、道路幅員については当該道路が避難通路幅員、道路幅員で他の供用開始されている道路まで有効に避難でき、接道長さについては当該道路において有効に確保されていることが必要となる。</p> | | |

| | |
|--|--|
| （第3条、第4条、第5条、第10条の2、第10条の3、第17条、第19条、第41条、第46条、第47条） | |
| 技術的助言など | |
| 参考文献など | 建築基準法質疑応答集 □P3813 誰にもわかる建築法規の手引き P209 |